

1 霧島市個人情報保護条例の一部改正の理由及びその内容について

(1) 改正理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）により、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の情報連携が拡充され、平成 29 年 5 月 30 日から施行されることに伴い、改正内容に即した文言の整理及び条ずれに対応するため、本条例の所要の改正をしようとするものです。

（条例の施行日：平成 29 年 5 月 30 日）

《特定個人情報の情報連携制度の拡充》

情報連携制度の概要

特定個人情報の情報連携は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）により、国間、地方公共団体間及び国と地方公共団体間との特定個人情報の照会又は提供が制度化されたものです。

例えば、本人が生活保護申請を行う際、従来は、窓口で課税証明を添付する必要がありますが、番号法により、生活保護法に関する事務にマイナンバーを利用することが決定され、当該制度により、国の情報提供ネットワークシステムを介して地方公共団体間で所得情報を照会・提供できるようになりました。（下図参照）

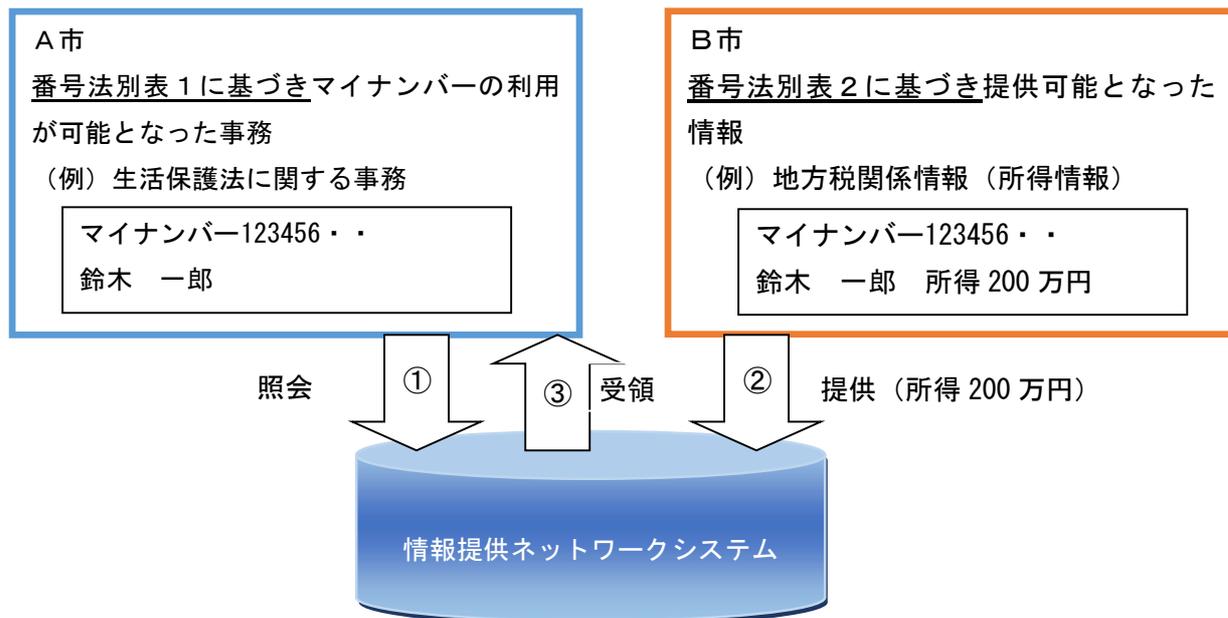
当該制度は、平成29年1月から国間の情報連携が開始され、平成29年7月から地方公共団体間及び国と地方公共団体間との情報連携が予定されております。

マイナンバー利用事務における情報連携イメージ

鈴木一郎がB市からA市に転入し、生活保護の申請をしようとする場合

これまで、本人がB市発行の課税証明書をA市に提出する必要がありましたが、

番号法により、本人に代わりA市が情報提供ネットワークシステムを介してB市から所得情報を取得することが可能となりました。



情報連携制度の拡充

国は、番号法でマイナンバーを利用する事務を定めておりますが、このほかに地方公共団体の自主性に鑑み、地方公共団体が、条例を定めて固有の事務に独自でマイナンバーを利用することを認めました。このことを踏まえ、本市では、平成27年10月に霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第31号。以下「番号条例」という。）を定め、「ひとり親医療費助成に関する事務」と「市営単独住宅に関する事務」の二つについて、市独自でマイナンバーを利用することとしました。

しかしながら、番号法は、当初、地方公共団体が条例で定めた事務について、情報提供ネットワークを利用した情報連携を認めていなかったことから、当該事務にも情報連携制度の利用を拡充（改正後の番号法第19条第8号）するため、平成27年9月に番号法を改正し、2年以内に施行することを決定しました。

平成28年12月28日に施行日を『平成29年5月30日』と定める政令が公布されたことから、3月の議会に提出します。

番号条例によるマイナンバー利用事務の情報連携イメージ

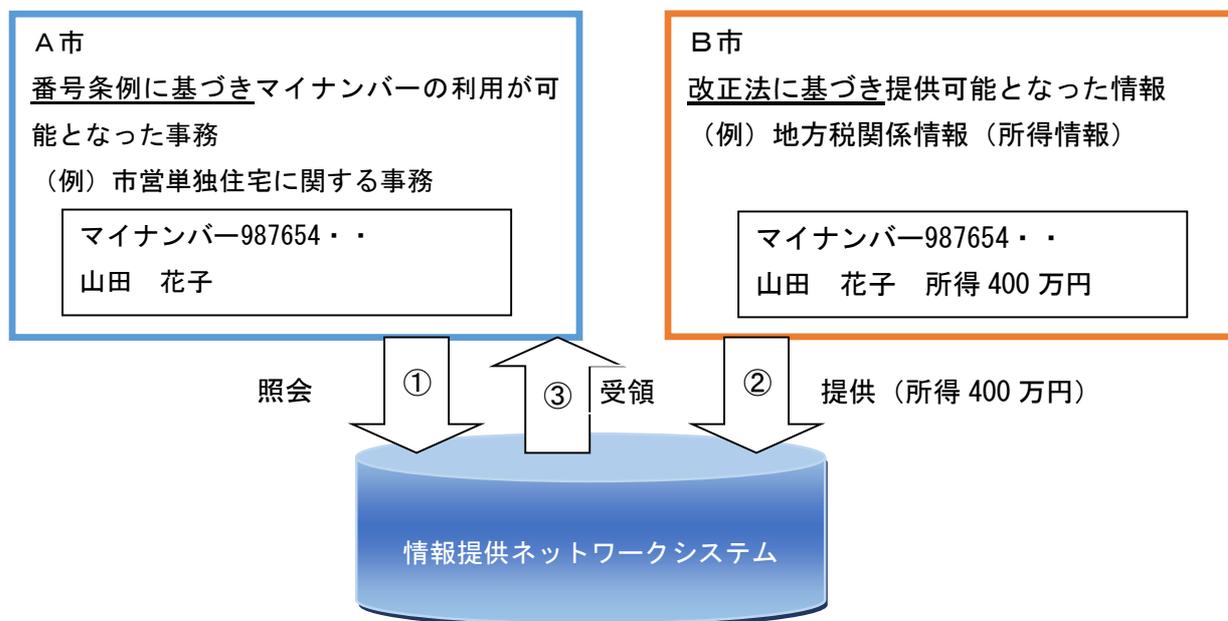
山田花子がB市からA市に転入し、市営単独住宅に入居しようとする場合

これまで、本人がB市発行の課税証明書をA市に提出する必要がありましたが、

A市が市営単独住宅事務にマイナンバーを利用することができるように番号条例を制定したことと、

H29.5.30に施行される改正法により当該事務の情報連携が制度化されたことから、

本人に代わりA市が情報提供ネットワークシステムを介してB市から所得情報を取得することが可能となりました。



(2) 改正の詳細

ア 第 2 条の改正

改正法により、番号法第 26 条が新設され、地方公共団体が条例で定めるマイナンバーの独自利用事務についても、情報提供等に関する規定が準用されることになりました。

このことに伴い、番号法第 23 条に規定されている情報提供等記録の定義を引用している条例第 2 条第 6 号（未施行）について、番号法第 26 条を準用する旨の規定を加えました。

※「情報提供等記録」とは、他行政機関等と特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報のことです。

参考 改正法第 26 条

（第 19 条第 8 号の規定による特定個人情報の提供）

第 26 条 第 21 条（第 1 項を除く。）から前条までの規定は、第 19 条第 8 号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第 21 条第 2 項第 1 号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第 19 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第 22 条第 1 項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第 19 条第 8 号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第 2 項中「法令」とあるのは「条例」と、第 24 条中「情報提供等事務（第 19 条第 7 号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第 19 条第 8 号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

イ 第 37 条の改正

改正法により、番号法第 19 条に第 8 号が新設され、地方公共団体が条例で定めるマイナンバーの独自利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことが可能となりました。

このことに伴い、番号法第 31 条の規定に基づく、個人情報提供等記録の保護措置を規定している、条例第 37 条（未施行）について、本市の独自利用事務の情報連携に対応するため、「条例事務関係情報照会者」と「条例事務関係情報提供者」の文言を追加しました。

参考 改正法第 19 条第 8 号

(8) 条例事務関係情報照会者（第 9 条第 2 項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第 26 条において

同じ。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

ウ 第 38 条の改正

改正法により、第 26 条が新設されたことに伴い、改正前の第 26 条から第 56 条までの規定が 1 条ずつ繰り下がるので、条例第 38 条中「第 28 条」を「第 27 条」に改めました。

エ 改正附則の改正

平成 28 年政令第 405 号（平成 28 年 12 月 28 日付）により、改正法の情報連携に関する規定が平成 29 年 5 月 30 日から施行されるため、平成 27 年 10 月の改正時に施行日未定のため「施行の日」としていた箇所を「平成 29 年 5 月 30 日」に改めました。

したがって、未施行であった行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年霧島市条例第 29 号）第 2 条の改正規定が平成 29 年 5 月 30 日から施行されることとなります。

2 行政機関個人情報保護法の改正について

今般の法改正の概要は、次の3点です。

(1) 個人情報の定義を明確化すること（個人識別符号の追加）

「個人情報」の定義の中に「個人識別符号」という新たな概念が導入されます。

これは情報の内容が多様化される中で、個人番号や基礎年金番号など、さらにはDNAや指紋など身体的特徴をもって個人認証に用いるものを「個人識別符号」と定義し、それが「個人情報」に含まれることを法律により明確にされました。

自治体においては、これまで、解釈や運用により、個人情報と捉えていたものについて、個人情報保護条例に規定し、明確化することの検討が必要となります。

(2) 要配慮個人情報の取扱い

法では、人種、信条、病歴等のセンシティブ情報を「要配慮個人情報」と定義するとともに、その取扱いについて定められました。

一方、本市を含め多くの自治体では、条例によりセンシティブ情報の収集を原則として禁止し、法令に定めがあるときや審議会の意見を聴いて認められたときに収集を可能とするといった例外を設けることにより、すでに対応しております。

今回の法改正への対応としては、国の要配慮個人情報の範囲を見据え、現状の運用との差異を考慮したうえで、国と同様な取組に移行するか、検討が必要となります。

具体的には、個人情報取扱事務台帳にある「制限的取扱事項」を「要配慮個人情報」に改めるなどの作業が必要になります。

(3) 非識別加工情報制度の導入

国においては、民間事業者からの提案を受けて、行政機関が保有する個人情報について、特定の個人を識別できないように個人情報を加工した「非識別加工情報」を作成して、民間に提供する制度が導入されます。

しかし、自治体の個人情報保護条例については、元来住民の個人情報を保護するためにつくられた制度であり、その方向を転換して、個人情報の利活用も含めた制度とすることになるので、慎重な判断が必要になります。

現在、東京都においては、次の指摘がなされており、導入にあたり、総務省においても検討会が開催されているところです。

(東京都指摘事項)

●コスト・パフォーマンスを検証し、効果が高いこと。

制度は、従来の個人情報の保護とは異なり、利活用を目的として施策であり、求められる費用対効果やメリットの確認が必要になります。

●個人情報の利活用に関し、住民の不安を払拭すること。

制度の導入にあたっては万全な保護策が講じられていることが前提になります。